

議案第80号

みやき町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正
する条例について

みやき町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定めるものとする。

令和 8年 9月 2日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第86号）が令和8年10月1日から施行されることに伴い、みやき町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正 する条例

みやき町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年みやき町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第19条第1項第1号へ」を「第18条の3第1項第6号」に改める。

第4条中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

第12条第1項中「第19条第1項第1号ト」を「第18条の3第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

みやき町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(登録の資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者及び次の各号に掲げる者が選任されているときは、当該各号に定める者（以下「代表者等」という。）とする。 (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）<u>第19条第1項第1号へ</u>に規定する職務代行者 (2)～(4) (略) (登録) 第4条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき省令第21条第2項<u>　</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査した後、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 (代理人による申請) 第12条 町長は、省令<u>第19条第1項第1号ト</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。	(登録の資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者及び次の各号に掲げる者が選任されているときは、当該各号に定める者（以下「代表者等」という。）とする。 (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）<u>第18条の3第1項第6号</u>に規定する職務代行者 (2)～(4) (略) (登録) 第4条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき省令第18条の3第1項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査した後、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 (代理人による申請) 第12条 町長は、省令<u>第18条の3第1項第7号</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。

改正前	改正後
2 (略)	2 (略)